

## 三祖記主禪師勅諡號に就て

石橋誠道

昭和十三年十一月二十日發行の教學週報第五四三號に藤井赫然上人の「宗乘家、宗史家、并に當局に訴ふ」といふ一文が載せられてあつた。その劈頭に「我が三祖良忠上人に、永仁元年記主禪師」といふ勅諡號が下賜されたこと「貞享版の然阿上人傳」及び「越智專明師の淨土宗年譜」にある。而して淨土宗全書第十九卷六〇八頁に、禪師號下諡の由來が書いてある。果して勅諡であるか否か、曾て石橋誠道上人に照會したるも、確たる證據は見當らぬこのこと、その前録倉光明寺に照會したるも、窪川僧正よりは返事すらない。「宗教行政」第九號所載の賜號一覽表にも、昭和十三年の佛教年鑑の賜號一覽にも載つてゐない。之は宗乘家、宗史家、及び當局に於て十分調査研究して、確實なりこの結論ならば、大に宣傳に努めて頂きたい。夫れから二祖上人の大紹正宗國師も、緣山の普光觀智國師も、知恩院の佛元眞應智慧如一國師も、及び高顯眞宗國師も宗教行政には載つて居ない。「佛教年鑑」の方には唯だ「觀智國師」を載つてゐるのみである、云々書いてあつた。この文章は極めて簡單ではあるが、全く愛宗護法の赤誠から迸り出でた熱言で、言々句々みな肺肝を衝くものがある。特に余は曾て御尋ねを受けた關係上一層深く責任を感じた。因つて今一文を草して卑見を記し、敢て諸彦の叱正を乞はんとするものである。

## 第一、古來諡號の下賜に就て

諡號の種類は多種である。大師、國師、禪師、菩薩、和尚、僧正、法師、上人等の諡號がある。その中先づ大師、國師、禪師等の諡號に就て少し述べておきたいと思ふ。先づ大師といふ言は、印度では釋尊を以て大師と稱んだ例は澤山ある。即ち大導師の意味である。我が鎮西上人を法然上人も釋尊と見て、我が大師釋尊は法然上人なりと仰せられてある。(勅傳四六) 然しながら後世支那に於ては、人師の中の盛徳ある人を稱して大師と稱へ、後には之を諡號として用ひるやうになつた。天台智者大師、達磨大師、善導大師等は盛徳を表し、又我が國の傳教大師、弘法大師等は諡號として用ひられた。

次に國師といふは一國の師表と仰がるゝ人といふ意味で、特に王者から賜つた所の稱號である。例へば華嚴の法藏を康藏國師、澄觀を清涼國師と言つたなごはその例である。然し我が國では特に 天皇の勅召に應じて法要を講じ、授戒を授け奉つた人々が、多く國師號を拜受したやうである。然ればこの諡號下賜の事實を明かにするといふことは、我が國の佛教と皇室との關係、并に我が宗門と歴代の 天皇との關係が如何に密切であり、如何に御教信あらせ給ふたかを明かにすることが出來て、將來種々の點に於て參考になることが多いであらうと思ふから、今その大要を記すこととした。

續群書類從第八四六卷の諡號雜記に依るに、平安朝に於て既に諡號の宣下があつたのは、傳教大師等の四大師である。即ち傳教大師は入滅の後四十五年を経て、貞觀八年七月十四日に、慈覺大師は滅後三年即ち貞觀八年七月十四日に弘法大師は滅後八十六年、延喜二十一年十月二十七日に、智證大師は滅後三十七年、延長五年十二月二十七日に、各の

謚號の宣下があつた。その他良源には慈惠僧正、延昌には慈念僧正、慈圓には慈鎮僧正といふ僧正の號が謚られた。

又同書の第八四七卷の諸宗勅號記に依るに(本書は永正二年の記録である)、鎌倉時代に至つては、特に國師號と禪師號とが下賜された。この勅號に二種がある。一には特賜といひ、これは生前に下賜されたものである。二には謚といひ、寂後の下賜である。これらの號を得た人は、主として禪宗、律宗、淨土宗の三宗であつたが、禪宗の人が最も多かつた。禪宗には國師と禪師との二號があつたが、律宗と淨土宗は唯だ國師號のみであつた。禪宗に於て始めて國師號を下賜されたのは、東福寺の開山聖一國師で、花園天皇の應長元年十二月であつた。これは即ち謚號であつた。又元應元年には南禪寺の徳儉に對して、後宇多天皇が特に佛燈大光國師の號を賜はつた。これは特賜である。この外南禪寺の普照國師、天龍寺の夢窓國師等も亦た特賜であつた。その他謚號の國師は多々あるが、繁を恐れて略しておく。

次に禪師號もまた謚號と特賜とがある。我が國に於ける禪師の謚號は、即ち鎌倉の建長寺の開山蘭溪和尚道隆で、弘安元年七月和尚の寂後に大覺禪師の號を賜はつた。この外禪師の賜號を賜はつた人は多數であるが、今は略することゝして、禪師の特賜を得た人には、大徳寺の宗頤がある。この人には康正三年に宗惠大照禪師の號を賜はり、同大徳寺の宗猷にも亦た延徳二年に正續大宗禪師の號を賜つた。

而して律宗では泉涌寺の開山俊仍に應永年中、後小松天皇から大興正法國師の謚號を賜はつた。又淨土宗では清淨華院の等親上人が寛正三年六月十一日に示寂し給ひ、同年八月十二日に佛立慧照國師の號を賜はつた。(上人示寂の年月に異説がある、今は清淨華院誌に依る)以上は謚號雜記の説に依てその大要を記したが、是等は本傳並に元亨釋書等にも記されてある極めて明白な事實である。

## 第二、記主禪師の謚號に就て

我宗の第三祖然阿良忠上人に、記主禪師といふ號を賜はつたことは諸記錄に載せられてあるが、多くは皆な貞享版の然阿上人傳の記事に依つたものである。即ちこの傳の最後の所に「伏見帝（人王九十一代）永仁元年癸巳七月賜謚號記主禪師」と書いてある。丁度この年は良忠上人の七回忌に相當するから、謚號の下賜のあつたことは最も理由があるかの如く考へらるゝが、然しこの貞享版の然阿上人傳は頗る誤りが多いので、餘程注意して讀まないで大變な誤謬に陥る恐れがある。現今世に行はれてゐる然阿上人傳に凡そ四種がある。一に石州良忠寺藏版本、（淨全一七卷所收）二に慶安版、三に貞享版、四に天保版である。この中貞享版の傳を除いて他の三本には、記主禪師の謚號の事は一言も記されていない。唯だ貞享版のみにそれが記されてある。然るに諸本の中貞享版のみにあるといふことは、大に注意しなくてはならない。

何れの點から考へても、道光作の然阿上人傳には、謚號の事が記されていないのが當然である。何となれば然阿上人は弘安十年七月六日に示寂し給ひ、同年八月下旬に望西樓了惠道光上人が、慈心房の請に應じてこの然阿上人傳を書かれたのである。その事は道光が自らその傳の最後に書いておかれた。さればこの傳は三祖の寂後間もなく道光が書いたことは明白で、まだ一周忌も來ない前の著述であるから、三祖の七回忌に賜はつたといふ禪師號が書き加へらるべき筈がない。然れば前記の謚號の事は、後世誰れか書き加へたものであることは明々白々の事實である。

特に貞享版の然阿上人傳は、標題に於ても内容に於ても、他の諸傳と著しく異つてある。即ち諸傳の標題には「然阿上人傳、厭欣沙門道光作」と書いてあるのに、貞享版には「鎌倉佐介淨刹光明寺開山御傳、厭欣沙門道光作」となつて

おる。而してその内容が諸傳と著しく相違し、鎌倉光明寺の爲に最も有利に書いてあるのみならず、全く事實に相反した記事さへ往々見出すのである。であるから後世誰れ人か鎌倉光明寺の爲にする所あつて、記事を修飾したものである事は、この傳を讀む者の誰れしも直感する所である。これこの傳が學者の間に重く見られない所以である。然るに後世數多の書物に多くこの記事を引用して、以て記主禪師の傳が修飾されてある。

更らに又我が宗の列祖の著書を檢べて見るに、徳川時代の初期に至るまでは、一言も記主禪師といふ言を見出すことが出来ない。徳川時代の始に至つて、初めて袋中上人の著述である「選擇之傳」の二十三紙に「後良忠上人諡記主禪師（定慧具足之號）雖他有疏記製、未聞如此、末弟又有和尚號、有國師號、殊近代可見」と記されてある。依て今試に良忠上人に對する列祖の用語を列擧して、諸君の參考に資したいと思ふ。

一、良忠上人御自身は、然阿彌陀佛、釋良忠等と仰せられた。（徹選擇鈔、淨全七、授手印疑鈔、淨全一〇等）

二、望西樓了惠は、然阿と記された。（聖光上人傳、淨全一七、選擇集大綱鈔下、淨全八）

三、白旗寂慧は、佐介上人と記す。（東宗要見聞一、淨全一一）

四、藤田性眞は、然阿上人と記し。（授手印・答受決鈔、淨全一〇）

六、了譽聖阿は、然阿上人（糞鈔一〇、淨全三）記主（糞鈔、淨全三、同七、同三一等）然師（解授手印徹心鈔、淨全一〇等）と稱へ。

七、西譽聖聰は、然阿（鎮西宗要本末口傳鈔、淨全一〇）佐介（大經直談要註記、淨全一三）記主（般舟讚私見聞、淨全四）

小經直談要註記八、淨全一三）然阿上人（觀念法門私記見聞上、淨全四）然師上人（西宗要本末口傳鈔、淨全一〇）佐介上人（選擇口傳口筆、淨全七。西宗要本末口傳鈔、淨全一〇等）記主上人（徹選擇本末口傳鈔、淨全七、西宗要本末口傳鈔、淨全一

〇等）を記されてある。

此の如く良忠上人に對する用語は各々多少の異はあるが、大體に於ては同一である。にも關らず此等の列祖の著述の中に、記主禪師といふ言が一言も記されていないのは何故なるか、この點甚だ了解に苦む所である。若しも上人の七回忌に禪師の諡號が下賜されたものごすれば、せめて一言半句でもこの尊號を何處かで使用せらるべき筈であるご思う。かつ又その當時の歴史記録等の中にも、余の寡聞なる未だその諡號を發見するごが出来ない。これは頗る問題であるご言はねばならぬ。斯うした點から余は先に藤井上人の御尋に對して「確たる證據は見當りませぬ」ごお答へ申上げた所以である。

然しながらこゝに大に考慮を要する問題は、即ち袋中上人の作「選擇之傳」の記事である。即ち前にも述べた如く、選擇之傳の中に於て「後に良忠上人を記主禪師ご諡す」ご記されてあるごこは、決して容易に看過すべからざるものである。何ごなれば袋中上人は最も忠實なる學者であり、最も立派な人格者であるから、記主上人の如き重要な人を傳するに方つて、決して輕卒なる記事を後世に残さるべき筈がない。特に我が宗の大切なる典籍選擇集に對して選擇之傳を書かるゝに方つて、全く根も葉もない事を堂々ご書かるゝ譯がない。かつ又選擇之傳は元和七年八月十六日の著述で上人七十歳の作であるから、貞享版の然阿上人傳の出版よりは六十有餘年前の撰述である。

然れば又一面から考へて貞享版の記主禪師諡號の記事は、或はかの選擇之傳に依つたものではなからふかご思はれる。何れにしても袋中上人の當時には、何等かの形式で確實な典據が存在し、それに依て「選擇之傳」にその事を書かれたものであらふご思う（今この選擇之傳にその典據の記されてないごこは甚だ殘念である）宗祖大師の諡號の如きも、慧光菩薩（後白河院の御院宣）。華頂尊者（四條院の御世）。通明國師（後嵯峨院の御世）。天下上人無極道心者（後花園

院の御世)の四諡號は、文献としては何等の記録も残つてゐないが、それか言つて之を否定するこゝの出来ないやうに、記主禪師の場合もまた同様に見られないこゝもない。何れにしても餘りに時代が古くなるに、種々の變遷に伴つて文献等は失はれ易いものであるから、寧ろ傳説の中に於て、その確實性を見出す場合が往々にある。されば唯だ文献のみをたよりこするこは、却つて危険である云ふこも、考慮に入れる必要がある。

而して袋中上人が「選擇之傳」に「末弟に又和尚號あり、國師號あり」と言はれてある和尚は恐くは道光を廣濟和尚と稱へたこであり、(淨土血脈論下)國師號は智慧如一國師を指したものであらう(御傳翼贊五二等)。さればかの記主禪師の號も何等かある典據に依つて書かれたものと思はれる。

更らに又徳川時代の宗史の大家、中谷攝門の書いた檀林鎌倉光明寺志(淨全一九、六〇八頁)には左の記事がある『本堂は十三間四方、檜葺、菊金紋五、箱棟の上であり、開山記主禪師の容影を宮殿の内に安置す。これ花洛本山四ヶ所に模準し、關左の本山たる故、「勅諡記主禪師」の横額をかく。滅後七年永仁元年七月、後宇多天皇より賜はりし所なり。このころ國師と賜はるべきを、建長寺の道隆に大覺禪師の號を賜はりければ、かの門下みな大にほこりに稱へけるにぞその頃は臨濟禪盛なりければ、それをうらやましき事に思ひなし、國師號と禪師號の優劣を知らずして、我が門の徒幸ひ宗門の書に、數多の疏記を述せられしを羨し、禪師號を乞ひ願ひ有しこなり。この時公卿一同大に笑止に存ぜられ、種々諭教あられしかぎ、東關に門人多かりて、皆なかの大覺禪師におさらぬ德行なりきて、しひて乞ひければ下し賜ひしこなり。これ大覺は時頼の歸敬、諸侯の崇信は深かりしかぎ、皇帝の戒師とならざりしかば、國師の號に及ばれずして禪師と賜はりしなり。今師は二帝の戒師たれば、國師の號は乞に任かせらるべきを、門輩の愚かより遺念を末代にのこせり。然れども宗徒又これにうごければ遺念せるもなし』と記されてある。この記事から考へて見るに記主禪師の諡

號下賜を懇願する際に、相當複雑な事情のあつた様子が解るが、或はその當時これらに關する材料があつたかも知れない。又貞享元年に編纂された新編鎌倉志第七卷光明寺の條に、「開山堂には開山の木像を安置す、自作なり、勅諭記主禪師とある額を此堂に掛く、後宇多帝の宸筆なり」と記されてある。

惟ふに攝門は緣山志十二卷、十七檀林志十卷を作り、その他多數の著述を遺し、その數實に九十七部二百十九卷に及んだと傳へられてある。洵に徳川時代に於ける我宗の有名な史家であるから、この記を公にするに就ては、相當の根據があつたことであらう。特に當時鎌倉の光明寺は、前記の如く十三間四面の本堂檜舟で、菊の金紋五つが箱棟の上に輝いてあり、勅諭記主禪師と書かれた横額は、畏くも後宇多天皇の御宸筆と傳へられて、この堂内に掲げられてあるからには、何れの點から考へても、既に公然と國家社會から認められつゝあつたことは明白で、後世記主禪師の謚號に關して、かれこれ嘴を容るゝ餘地はないと言はねばなるまい。

然しながら前記の如く、徳川幕府以前にあつては、餘りに喧しくは言はなかつたが、徳川幕府が我が宗を保護し、關東檀林の地位を高め、大に教線を擴張するに方つては、それが最も必要であつたに違ひない。特に寛永七年に待命をうけて鎌倉の光明寺に晋山した深譽傳察上人が、一旦廢絶せんごした光明寺を再興して、關東六派の本山と定めた頃から開山禪師の謚號に就ては、一層喧しく宣傳せらるゝやうになつたものであらう。

然れば今この問題を如何に解決すべきかといへば、たゞ正確なる文献はなくとも、既に袋中上人の如き忠實なる學者が、公然とそれを認めて「選擇之傳」に書かれたことは、相當の根據があつたものと考へらるゝし、又その記事を何人も怪まずして公然と認めたに違ひない。又記主上人の我宗に對する功績の上から考へても、當然の事と思はれる。即ち鎮西の正流は、若しも記主上人の努力に由て、當時政權の中心地鎌倉に移植せられなかつたならば、或は鎮西の一隅

に止り、今日の盛況を見るこゝが出来なかつたかも知れない。この點に於て記主の力は實に偉大なものであると言はねばならぬ。かつ又前記の鎌倉光明寺の勅額や、開山記主禪師の諡號をその當時、社會一般の人々が公然認めつゝあつたこゝは言ふまでもないから、今更らそれを喋々喩々するにも及ぶまい。されば當然記主禪師の諡號を認むべきものと考へる。然しながら先に藤井上人の御尋があつた關係上、讀者諸彦の參考の爲に、余が取調べた一端をも併せてこゝに記したのである。且つ又今後出來得る限りその真相を明確にするは宗に忠なる所以であるから、宗史學者の努力に依て、一層有力な材料が発見されんこゝを切望する次第である。

前記の如く藤井上人の御希望もあるので、續いて國師號を賜はつた人三事情を列擧して、諸彦の御參考に供したいと思ふが、然しそれを記述するに際して、その人の在世の年代よりも寧ろ國師號下賜の年代に従つて順序を定めたいと思ふ。即ち佛元眞應智慧如一國師、普寂國師、佛立慧照國師、普光觀智國師、大紹正宗國師、高顯眞宗國師の順序である。

### 第三、我宗に於ける諡號下賜の人々

#### (一) 佛元眞應智慧如一國師

國師は如空といひ、京都の人、父は大江齊光の孫家光である。始め南禪寺に入つて儒典を習ひ、次で百萬遍知恩寺の第四世道意上人に従つて淨土教を學び、木幡の慈心に従つて顯密の學を修め、更らに記主禪師に宗要を學び、後に百萬遍の第六世となり、又知恩院の第八世となり、後に洛西の智慧光院を開いて隱棲された。曾て伏見法皇後伏見上皇は、三經五部九卷の要義を諮ひ給ひ、後醍醐天皇もまた法要を尋ね給ふて、頗る叡慮に適ひ奉りし爲め、後醍醐天皇は元應

二年に、特に佛元眞應智慧如一國師の號、並に紫衣を賜はつた。これ我が宗の國師號の始である。かつ又國師は諸色の衣を著するここの勅許があつた。これ又我が宗の香衣紫衣の濫觴である。而して此等の文献は勿論あつたものであるが、かの百萬遍の古文書は、寛文元年の回祿の爲に燒盡し、智慧光院も亦た寛承十三年に院内盡く燒失したからその材料は失はれた。依て今鎮流祖傳、知恩寺歴史略等に依て、その大要を知るのみである。

鎮流祖傳第四、長徳山知恩寺歴史略、新撰往生傳第三、傳燈總系譜上、勅傳翼贊第一、同第十二、淨源脉譜、蓮門精舍舊詞第三、淨土宗年譜、佛教大辭典、知恩院史等

## (二) 普寂國師

國師は善阿空圓といひ、百萬遍知恩寺の第八世である。賀茂の神司大槻兼實の子で、十三歳の時、木幡の慈心上人に従つて得度し、次で記主禪師に師事し、遂に百萬遍の第八世となつた。後醍醐天皇の御宇、元弘元年惡疫流行し、病歿する者甚だ多く、天皇之を悲傷し給ひ、上人を宮中に召させ給ふた。國師は勅召に應じて參内し、紫宸殿に於て一七日を期し一百万遍の念佛を修行した。然るに忽ち靈驗あり、疫病頓に止息したので、天皇敬感斜ならず、勅して百萬遍の寺號を賜ひ、かつ又禁中の寶物であつた弘法大師の利劔名號を賜ふた。傳へられてある。かくて國師は正慶二年十月十三日八十歳で示寂された。その後百萬遍では、國家に災疫ある毎に、利劔名號を本尊として結衆十人、一千八十の大數子を以て(百八の數子十連を合したるもの)、念佛しつゝ之を回はすこゝに一百遍、即ち一百万遍を得て祈願するのが永式となつた。普寂國師の謚號に就てもその材料は前の如く全く燒失して傳はらない。

知恩寺歴史略、百萬遍知恩寺誌要等

(三) 佛立慧照國師

國師は等熙といひ、萬里小路内大臣嗣房公の子で、十一歳の時清淨華院の敬法上人に従つて得度して淨土教を學び、叡山南都等に至つて顯密内外の學を修めた。天性豪英、小節に拘らず、道義賢貞、世人の稱讚の目標であつた、應永二十八年清淨華院の第十七世となり、又黒谷金戒光明寺の第十世であつた。(當時は黒谷清淨華院は多く兼務であつた。)同三十二年、稱光天皇の御不豫に方つて、如法念佛を修して平癒を祈り、玉體安靜に復し給ひしにより、叡感特に淺からず、後圓融帝、後小松帝また師を徵して戒を稟け、宗要を諮問し給ひ、優賞して紫衣を賜はつた。故に人皆な尊崇して三朝の戒師と稱讚した。かつ又、稱光天皇から七佛應現の舍利(唐法住寺の曇榮の所持、智證大師將來して上進した所のもので、久しく官庫に秘められたもの)。釋尊藕絲の袈裟(蜀金堂縣開照寺の寶物、奮然大徳の將來奏進して長く禁中にありしもの)を賜はつた。又延長二年六月十一日香衣綸旨を賜はり被着を勅許し給ふた。永享二年の頃將軍足利義政公に請ふて叡山の黒谷を京都に移し、新黒谷金戒光明寺と稱し、宗侶受戒の道場とした。後小松上皇は宸筆を染めさせ給ひ、「淨土眞宗最初門」といふ額を賜はつた。かくて國師は寛正三年六月十一日示寂し給ひ、同年八月十二日、後花園天皇勅して「佛立慧照國師」の號を賜はつた。その時の勅書は下の如くである。

勅。辱淨利之玄流。綽利於法筏。兼圓戒之眞乘。廓肇於梵梁。等淵和尙。正吾宗之血屬。統師匠之肝言。獲括八埏。編爲玄簡之知識。衣被九有。媿爲光明之導師。況應先帝之勅喚。開演安心之要門。諳教主之願求。奉示託生之直路。遂呈生諸佛家之相。正成當座道場之因。是以料歸崇之無比。推叡感之所覃。故樹立於風聲。殊草創於日下。諡曰佛立慧照國師。

寛正三年八月十二日

鎮流祖 第四、新撰住生、第三、清淨華院誌、黒谷誌要、傳燈總系譜上、續群書類從卷八四七諸宗勅號記等。

(四) 普光觀智國師

國師は存應、字は慈昌、貞蓮社源譽と稱し、武藏國埼玉郡柏木の人、天文十年に生れ、十五歳の時その國の寶臺寺で得度されたが、この寺は一遍上人の門流であつたから、後に増上寺に來つて感譽存貞に師事して宗學并に顯宗の奥義を究め、天正十二年増上寺の第十二世となつた。天正十八年徳川家康江戸城に入り、師の徳風を聞いて信崇し、師檀の約を結んで十念を受け、屢は城中に邀へて宗要を聽受し、特に殊禮を以て親王に比し、輿に乗つて殿階に昇ることを許し、又清水門内に憩息の處を下さつた。慶長三年増上寺を貝塚から今の地に移し、寺域を擴め、殿堂を建て、寺領千石、一切經三部を寄附し、又天皇に奏聞して永く紫衣を許された。天皇はまた忝くも勅願所の繪旨を賜はつた。慶長十五年六月勅宣に依つて京都に至り、後陽成帝の御前に進み、一宗の要旨戒儀の妙意を授け奉り、七月十九日勅して普光觀智國師の號を賜はつた。元和六年秋微しく病あり、十一月二日端座合掌して示寂し給ふた。世壽八十歳、現今東京芝の天光院にある觀智國師の肖像には、極めて豪放な運筆で賜號の文言が書かれてある。これは國師の御自筆で極めて貴重なのである。昭和十一年七月宗寶に指定された。その勅文は左の如くである。

勅、法無<sub>レ</sub>取捨、用貴<sub>レ</sub>臨機、時有<sub>レ</sub>循環、心存<sub>レ</sub>應物、明珠不<sub>レ</sub>避<sub>レ</sub>濁水、大聖寧守<sub>二</sub>一隅<sub>一</sub>、慈昌和尚、淨社英雄、教門碩匠、智辯瀾起、如<sub>レ</sub>收<sub>二</sub>萬水之朝<sub>一</sub>、才徳斗明、似<sub>レ</sub>受<sub>二</sub>衆星之拱<sub>一</sub>、引<sub>二</sub>攝十惡之妄性<sub>一</sub>、濟<sub>二</sub>度三界之迷靈<sub>一</sub>、親對<sub>二</sub>龍顏<sub>一</sub>、齋<sub>二</sub>安<sub>一</sub>心之秘要、益重<sub>二</sub>吾宗布褶<sub>一</sub>、舉<sub>二</sub>達者之美譽<sub>一</sub>、肆如<sub>二</sub>褒章<sub>一</sub>、新染<sub>二</sub>宸翰<sub>一</sub>、特賜<sub>二</sub>普光觀智國師之號<sub>一</sub>。

慶長十五年七月十九日

鎮流祖傳第五、新撰往生傳第二、緣山志第一、同第四、傳燈總系譜中卷、淨土宗年譜等、

(五) 大紹正宗國師

鎮西上人の傳記に就ては今更喋々する必要もあるまい。鎮西上人に國師號の宣下があつたのは、仁孝天皇の文政十年十一月二十二日であつた。然るにその宣下の前の事情に就て、種々興味ある話が残されてあるから、少し記しておきたいと思ふ。曾て大島徹水上人が、故黒谷法主秋浦僧正に伺候されたことがあつた。時恰かも宗祖大師の七百年の御忌の前であり、徽號宣下の問題の極めて喧しい頃であつた。談適ま鎮西上人の國師號宣下の事に及び、法主は當時の模様の一端を語られた。その要領は、先づ國師號宣下に關して、その内命があつたので、祖山を始め宗門の要人は、幾度こなく會合して、種々協議を重ねた結果、事情を具して當時の最も名文家である、頼山陽先生に文案を托することに話が決つた。

所が先生はかねてから非常に知恩院の恩顧を受けて居られたので、斷ることも出来なくて遂にそれを承諾せられたが、随分長い時日を経て漸くにして文案を草し、これを當局に示された。その時會合の人々は、みなそれを見て感服し、さすがに山陽先生であるにて、その文に對して一言も異議を申立てる者はなかつた。ところが獨り淨福寺の音激上人は、この文に對して種々に批判し、堂々自己の意見を述べて、大に訂正を加へられた云ふことである。

その後大島上人が、その親交ある、かの有名な辯護士守屋孝藏氏の宅に（京都市東洞院丸太町）行かれた時、談また山陽先生の文案の事に及び、これ又不思議にその文案の眞物を守屋氏が所藏さるゝことを聞いてその文案を拜見し、

いかにも音激上人の卓見に驚かれたといふことである。音激上人は山陽先生の文案を大分に訂正せられたが、その中最も著しい點は、山陽先生は國師號を「紹統弘宗國師」と書かれたのに、音激上人はこれを訂正して、「大紹正宗國師」と改められたことである。

更らに山陽先生の逸話を一言こゝに附け加へておけば、山陽先生が常平生に本願寺の恩顧を蒙られたことは世人熟知の事であるが、知恩院の事に至つては、宗門在籍の人でさへも、之を知る者は殆んど稀である。所がこゝに面白い話がある。かの博識を以て人を驚かす内藤湖南先生が、一夕茶話の間に大島上人に話された話の要領は斯うである。

山陽先生の室の中に、知本の二字を書いた額がいつもかゝつてあつたが、或る時客人が之を見て、先生この額は孝道の意味でありますか尋ねた。山陽先生につこり笑つて曰く、いやさうではない、本願寺と知恩院は予が飯櫃である。仍て兩本山の頭の字を書いて此處に掲げておいたのである、呵々答へられたといふことである。これには少々冗談が交つておるかも知れないが、兎も角山陽先生と知恩院との關係は、この小片の逸話からもほど推定が出来ると思う。今守屋氏の所藏である山陽先生の草案と、音激上人が訂正された勅書とをこゝに並べ出して諸君の參考に供したいと思う。

勅、賞善靡遺王綱所以保民、紹宗弗墜佛法所以濟衆、故聖光辨阿上人、爲弘覺大師第一神足、戒根清淨、乘力明登、夙探止觀妙諦、終得念聲宗源、身膺選擇之傳、舌奮廣長之辯、曾命指南之車、慧日高耀扶桑、更還鎮西之駕、法雲遠連祇樹、述三心要義、排一念之邪辭、周導有漏城之衆生、悉躋無量壽之淨域、賢愚之到雖均、善惡之因自別、格民心於默默之際、資我治乎冥冥之中、可謂眞宗正統吉水嫡流也、前朝褒章尙有闕典、爰濡宸翰、追贈徽號、宣曰大紹正宗國師。

文政十年十一月二十二日

守屋氏所藏 山陽先生の草案（丸を附したのは音激上人が訂正された文字）

朕聞、賞善無遺王綱所<sub>レ</sub>以保<sub>レ</sub>民、紹<sub>レ</sub>宗弗<sub>レ</sub>墜佛法所<sub>レ</sub>以濟<sub>レ</sub>衆、故聖光辨阿上人、爲<sub>レ</sub>弘覺大師神足、託<sub>レ</sub>根<sub>レ</sub>抵<sub>レ</sub>于赤城、由<sub>レ</sub>淵源於玄谷、夙探<sub>レ</sub>止觀妙諦、終得<sub>レ</sub>念聲宗源、膺<sub>レ</sub>選擇之眞傳、弘<sub>レ</sub>慈悲之本願、戒<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>寶珠、因<sub>レ</sub>戒生<sub>レ</sub>定、定<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>明鏡、因<sub>レ</sub>定生<sub>レ</sub>慧、會命<sub>レ</sub>指南之車、慧日周被<sub>レ</sub>扶桑、更返<sub>レ</sub>鎮西之駕、法雲遠連<sub>レ</sub>祇樹、口述<sub>レ</sub>三心要義、距<sub>レ</sub>一念邪辭、導<sub>レ</sub>引迷塗、脫<sub>レ</sub>離苦趣、以<sub>レ</sub>度<sub>レ</sub>有漏城之衆生、而達<sub>レ</sub>無量壽之淨域、賢愚之到雖<sub>レ</sub>均、善惡之因自別、消<sub>レ</sub>民邪於默默之除、資<sub>レ</sub>我治乎冥冥之中、可<sub>レ</sub>謂眞宗正統吉水嫡流也、前朝褒章尙有<sub>レ</sub>闕典、爰濡<sub>レ</sub>宸翰<sub>レ</sub>追<sub>レ</sub>贈徽號、宣曰<sub>レ</sub>紹統弘宗國師

王府山陽先生遺墨稿本之一、明治二十五年梅雨節贈<sub>レ</sub>水埜詞兄<sub>レ</sub>兄其珍<sub>レ</sub>襲之一

頼 龍 三 印 印

淨福寺出版音激上人、淨土宗年譜等。

### (六) 高顯眞宗國師

國師は尊蓮社超譽存牛<sub>ニ</sub>稱へ、三河國岩津の城主松平親忠公の第五子で、十三歳の時同國信光明寺の開山存問に従つて得度し、後に了曉に従つて一宗の奥義を探り、永正八年信光明寺の第三世となり、永正十八年知恩院の第二十五世となつた。後柏原天皇寵遇日に厚く紫衣を賜ひ、大永四年正月十八日、開祖法然上人の祥忌月の法要をば特に「御忌」と稱すべき鳳詔を賜ひ、毎年正月京畿の門末當山に集合し、一七日晝夜の間、御忌會を修することを定め給ふた。同六年四月、天皇大漸に臨み給ふや、特に國師を宮中に召し、御臨終の善知識となし給ひ一乘圓戒並に十念を受けさせ給ふた。

かつ又後奈良天皇も深く國師を信ぜさせられ、慧心僧都の筆彌陀來迎の圖一鋪を賜ひ、知恩教院大谷寺にいふ御宸翰の勅額を賜はり、その後安政四年に至つて、孝明天皇其徳を稱して高顯眞宗國師の謚號を賜はつた。即ち安政四年五月十一日に、國師號の宣下勅使參内の御沙汰があり、同月十五日に勅使東坊城小納言が、知恩院に參内して、大殿に於て勅書を宣讀し奉つた。この事に關する詳細の記事は、知恩院の日鑑安政四年の頃に委しく記されてある。尙ほこの勅書は知恩院にあるべき筈であるが、余はそれを探る暇がなかつたので、残念ながら省略した。

此編は曾て余が教學週報五五一號已下に連載して藤井上人の尋問に答へたのであるが、今回摩訶衍編輯主任の依頼もあり、且又これを一所に纏めて置くことは讀者諸彦の便利でもあるので再びこゝに記した。讀者幸に之を諒せよ。(記者しるす)